

2014年2月19日

関係各位

公益社団法人日本農芸化学会
理事会

本会会員の研究活動の不正行為に関する審議決定について

日本農芸化学会（会長：清水誠（東京大学特任教授））は2013年10月19日に第327回理事会を開催し、下記の通り決定しました。本決定は、「会員における研究不正に係る疑義」について、三重大学大学院生物資源学研究科と名古屋大学大学院生命農学研究科の報告内容に対する倫理委員会報告及び調査委員会報告を踏まえ、理事会において検討し、最終結論を決議したものです。

記

1. 経緯

2011年2月22日	研究不正行為の可能性に関する告発文が文部科学省及び名古屋大学へ提出される
同年2月24日	同上告発文が三重大学へ提出される
同年3月3日	両大学が申立を受理
同年10月19日	本会倫理委員会新設（倫理委員会規程及び会員行動規範制定）
2012年4月27日	倫理委員会へ諮問
同年5月28日	当該事案に対する調査委員会発足
同年5月30日	調査結果報告（第2回倫理委員会）

2. 処分内容

（1）会員氏名・所属（当時）

青木 直人 三重大学大学院生物資源学研究科准教授

※会費滞納により会員資格喪失（2013年10月末日）

（2）決定事項

2005年農芸化学奨励賞の取消

（3）決定までの経緯

名古屋大学・三重大学合同調査委員会の報告内容に基づき、本会調査委員会及び倫理委員会において慎重に検討した結果、農芸化学奨励賞に関連する主要原著論文13編のうち8編が本会倫理委員会規範に抵触していることが認められ、授賞題目「乳腺上皮細胞の機能発現制御に関わる新しい分子機構の解明」は当該研究不正のあった論文に基づいたものであり、農芸化学奨励賞に値しないと判断された。倫理委員会の報告を受け、第327回理事会（2013年10月16日開催）は、当該会員の農芸化学奨励賞取り消しについて最終決定した。

これに伴い、当該会員に対し、農芸化学奨励賞賞状、賞牌及び副賞の速やかなる返還を要求した。

3. 再発防止策

日本農芸化学会は研究活動における不正行為の防止及び不正行為が発生した場合の適切な処理を行うため、会員行動規範及び倫理委員会規程を定めています。

本会理事会は、会員に対しこれら規範等を遵守することを求め、不正行為の再発防止に努めることにより社会的責任を果たしてまいります。

以上

【会員行動規範（抜粋）】

VIII. 不正行為の防止

(1) 不正行為防止への取り組み

不正行為には、論文などのねつ造・改ざん・盗用ばかりでなく、論文の審査、研究開発プロジェクトの申請や審査の際の不適切な行為、研究費の不適切な使用、会員が業務において関わる安全、健康、環境の問題、会員による基本的人権の侵害などが含まれる。不正行為の防止は、農芸化学及び農芸化学に関する技術のみならず科学技術全体の健全な発展や科学技術に対する社会的な信頼の確立のために不可欠である。それゆえ、不正行為の発生を未然に防ぐための努力を怠ってはならない。

(2) 倫理委員会

不正行為防止への取り組みの一環として、本会理事会の下に倫理委員会を設置する。倫理委員会は、会員に不正行為の疑いが生じた場合には必要に応じて調査・審理にあたり、その結果を理事会に報告する。不正行為があったと認められた場合は、本会による処分を含む対応と不正行為を未然に防ぐ対策について審議し、その結果を理事会に報告する。理事会は倫理委員会の報告を受け、処分を含む対応と今後の不正行為の防止のための対策を審議決定する。その結果を必要に応じて関係機関などに報告し、情報の公開を含む適切な処置をとる。